## 中重度者ケア体制加算に係る届出書

事 業 所 名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
事業所等の区	□ 1 通所介護事業所  分 □ 2 地域密着型通所介護事業所  □ 3 通所リハビリテーション事業所	
中重度者ケス	ア体制加算に係る届出内容	有・無
	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号 ① に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職 員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	_ · _
通所介護	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する 月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が 要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合 が100分の30以上である。	- · -
	③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	_ · _
	④ 共生型通所介護費を算定していない。	_ · _
	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	- · -
地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	- · -
	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該 指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名 以上配置している。	_ · _
	④ 共生型地域密着型通所介護費を算定していない。	_ · _
	指定居宅サービス等基準第111条第1項第2号イ又は同条第2項第1号に規定する要件を満たす員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している。	- · -
通所 リハビリ テーション	指定通所リハビリテーション事業所における前年度又は 算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要 介護状態区分が要介護3、要介護又は要介護5である者 の占める割合が100分の30以上である。	- · -
	指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて専ら ③ 当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職 員を1名以上配置している。	_ · _

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。